

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷十五第

月六年五十和昭

論叢

支那に於ける農地の典に就いて……………經濟學博士 八木芳之助
統制經濟下に於ける統計と經理……………經濟學博士 蜷川虎三

時論

利潤統制の革新的意義……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

清末紙幣考……………經濟學士 徳永清行

『道德情操論』の研究……………經濟學士 白杉庄一郎

徳川時代に於ける丹後縮緬機業の發展過程……………經濟學士 堀江英一

說苑

價格に於ける歴史的傳統性……………經濟學士 桑原晉

北陸の漆器工業……………經濟學士 田杉競

附錄

彙報

外國雜誌論題

本誌第五十卷總目錄

徳川時代に於ける丹後縮緬機業の發展過程

堀 江 英 一

一 はしがき

丹後縮緬機業は徳川中期の封建的土地領有従つて封建的貢租關係を基礎として創始され、それを背景として發展することにより、今日の縮緬機業の基礎はすでに徳川末期において確立されてゐた。即ち丹後縮緬機業は一つには徳川末期に於て封建的諸關係により許されうる最高の量的發展を遂げてゐたのみならず、二つには今日の丹後縮緬機業に於て見られる生産關係たる問屋制工業の形態をも確立してゐたのである。尤も後者については異論があり、『丹後機業沿革調査書』（明治三八年刊）を始めとして、今日の支配的見解は徳川末期に於ける問屋制工業の支配的存在を否定せんとしてゐるが、かゝる見解を固持すれば、我々が極めて重要視せんとする文久元年宮津藩の『物産御改法』は理解できなくなるであらう。私見によれば『物産御改法』こそ徳川末期の丹後縮緬機業の發展段階を最も明瞭に示すものである。

本稿は文久元年宮津藩廳の實施せんとした『物産御改法』に到る丹後縮緬機業の發展過程を追求することにより、先づ第一に工業生産が封建的諸關係のもととる發展過程の法則性を、第二に商業資本が生産者を支配するに到る過程の必然性を闡明することを課題としてゐる。

二 縮緬機業の發展過程

縮緬移植以前^{カサヅメ}加悦谷殊に今日の加悦町・三河内村には古くより精好紬の商品生産が行はれたが、それは第一に寛永二年宮津藩土京極高廣の宮津城に移るに際し城下町繁榮のため加悦・後野兩村から久右衛門・治右衛門を移植せしめ町家に績紬の製織法を弘めしめた結果、績紬の生産増加し『賣先不捌』となり、第二に京極高廣の課税により、之に代るものとしてより市場性の大なる縮緬機業が西陣より移植されたのである。

(一)縮緬機業の移植 縮緬機業は周知の如く二つの経路を経て享保年間西陣より丹後に移植された。その一は享保五年峯山の緞屋佐平次(後に森田治郎兵衛と改む)により西陣より移植され、中郡竹野郡に傳へられたものであり、¹⁾他は加悦町小右衛門・後野村六左衛門・三河内村佐兵衛により享保七年西陣より移植され、與謝郡に傳へられたものである。²⁾

ところで縮緬機業の移植はいかなる事情のもとに行はれたのであらうか。この事情こそ爾後の發展過程を規制する根本事情であるべきである。縮緬機業の移植が封建領主の國産獎勵政策の結果でなかつたことは、天明五年宮津藩の文書に『緞縮緬織出候は前々御公儀様被仰付候哉又は從御地頭様被仰付候哉と御尋被遊候。……最縮緬織出候は御公儀様と御城主様と被仰付織始候て而は無御座候』³⁾とあることにより知られる。縮緬機業移植の根本原因は『私共儀當村御百姓相勤罷在候處作高斗にては取續難仕御座候に付爲助力先年と縮緬機少々宛織來り申候』(安永三年石川村願書⁴⁾)の示す如き『作高斗にては取續難仕』事情、或は『縮緬は古來より御當地(京都一堀江)江銘

1) 郡誌稿、85—87頁。
 2) 岩屋村誌、463頁。與謝郡誌、下卷1115—1116頁。
 3) 與謝郡誌、下卷1115—1116頁。
 4) 石川村誌、410頁。

々持参り中買商人江賣渡し右之代銀を以て御地頭御年貢相納渡世仕候」(延享二年宮津領機屋の京都所司代に提出した文書)⁵⁾の示す封建的貢租關係、約言すれば零細耕作農民に對する封建的重壓である。

いま農家一戸當りの耕地面積を見るに、加悦四段四〇六後野三段八〇六加悦奥三段一〇四算所四段九二四(以上現在の加悦町)岩屋村三段七〇八であつて、石川村の六段五五一の如きはむしろ特殊の存在であつたと考へられる。⁶⁾段當り收穫米上田一石五斗中田一石三斗下田一石一斗下々田九斗(幕府の延寶檢地條目による)の如き生産力の低い當時、しかも氣候上から冬期の裏作不十分な丹後に於て、かゝる零細耕作經營を以てしては、假りに全收穫が農民に歸屬するにしても、生活困難であつたことは容易に想像される。

かゝる零細耕作農民のうへに『生かさぬやうに死なぬやうに』をモットーとする封建的貢租關係が打ち建てられてゐた。今天保七・八年頃の岩屋村の貢租の明細をあぐれば次の如くである。⁷⁾

高	物	成
八四六石五三二	稻木運上	銀 九匁五
正 租	糖 粟 運 上	銀 一六匁二三九
四〇四石九六七	各種冥加銀	銀 一三四匁八
不定免租	各種歩一銀	銀 七匁六一
一石八六一	各種小物成銀	銀 三二〇匁八五
本途に附加さるゝもの	合 計	
別上納米		四五八石二八二
一石五五一四		
増上納米		五八八匁九九
三石三八六		
夫 米		
一〇石一五八		
口 米		
二五石三九六		

宮津領に於てはこれらの租米のうち先納と稱し三分の一を米收穫前に正月から十月までの間に銀にて割符上納

徳川時代に於ける丹後縮緬機業の發展過程

第五十卷

七五九

第六號

八九

- 5) 住谷勇二氏、徳川時代に於ける丹後縮緬機業(昭和11年本庄教授演習報告)、29—30頁。
 6) 加悦町誌、400頁。岩屋村誌、399—400頁。石川村誌、154—155頁。加悦町、岩屋村は天保年間の戸數、石川村は享保年間の戸數で現在の耕地面積を除いたもの。

せしめ、更に文政年間追先納一萬五千俵を前納せしめ、遂に文政三年萬人講と稱する人頭税の賦課を契機として所謂文政一揆が勃發した。⁸⁾

以上は云はゞ公式の貢租であるが、この外に非公式の貢租も多かつたやうであり、元祿十五年宮津領の紛争に際し農民の藩への要求のうちに、租米榭目の不正・小上げ人足米直し女其他の雜役・麻棉大豆等小物成の市場價格以下の強制買付・家中私的の誂物公私混同・鷹匠その他出張役人の喰逃げ・家中城崎入湯に際し道中宿泊休憩及び供廻人足等の無償徵發等の廢止があるのを見れば、これらのことが公然と行はれ、農民經濟を壓迫したことが知られる。

徳川時代に於ける貢租の標準『五公五民』はたゞ正租の割合を示すのみであつて、假りに冥加銀・歩一銀を除き農地に直接賦課される貢租のみをとつて見ても、農地收穫の過半数は封建領主に對する貢租となつてゐたのである。かくて農民は『作高斗にては取續難仕』縮緬代銀を以て『御地頭御年貢相納渡世』せざるを得なかつたのである。この事情が縮緬機業移植の根本原因であり、爾後の發展を規制する根本事情であつたのである。

然し宮津領への縮緬機業移植の直接動機となつたのは、宮津領内餓死一萬四千餘人・家數三千餘軒と稱される延寶八年の大飢饉¹⁰⁾にひきつゞき行はれた延寶九年の延高であつた。その結果宮津領七萬三千餘石は二萬五千餘石延高となり九萬九千餘石となつたが、¹¹⁾そのため生じた農民經濟の苦境が四十年後縮緬機業を移植せしめたのである。天明五年算所村の報告『延高に而百姓困窮仕候に付耕作之餘業に機商賣仕助力を以て御年貢御上納仕來り百姓立行候』といふ文書がこの事情を物語つてゐる。峯山領については明かでないが、直接の動機がいかに異らう

7) 岩屋村誌、216—217頁。

8) 與謝郡關係のすべての郷土史に詳細に記されてゐる。

9) 加悦町誌、233—234頁。岩屋村誌、703—704頁。

10) 丹後宮津誌、532—534頁。

11) 同書、433頁。

12) 住谷氏、前掲論文、25—26頁。

と、その根本原因は同じであつたことは疑ない。

(二)縮緬機業の發展 既に述べた如く縮緬機業移植の根本事情は同時にその發展を促す根本原因であつた。安永三年六月石川村のみで『作高斗にては取續難仕御座候に付爲助力先年々續縮緬機少々宛織來り』(前出)し隠機カクシタ(藩廳の許可を得てゐないもの即ち機株を有せざるもの)が十戸あつたことによつてこの事情がうかゞはれる。

今その發展状態を見るに、岩屋村に於ては明和三年七機享和三年二八機外に新機六機同純六機文化十二年六三機天保六年七十機天保十二年七三機翌十三年は天保改革のため四一機に減じたが、嘉永二年七三機翌三年七五機文久元年八十機¹⁴⁾、石川村に於ては明和三年二十機文化年間三五機嘉永年間四十機文久年間四八機¹⁵⁾と著しく増加してゐる。與謝郡全體については明和年間三一五機文化年間五二四機嘉永年間七九四機文久年間八六九機と同じく著増してゐる。¹⁶⁾

次に縮緬機業の地域的分布を見るに、享和三年宮津領九五六機¹⁶⁾この機數には宮津町が缺けてゐるが、明治二十年の記録に『文政年度縮緬機屋凡そ貳百三拾戸下職工六百戸』¹⁹⁾とあり、又幕末には町内機數一千臺内二五〇臺は足輕女房に屬してゐたと云はれる¹⁹⁾。寛政元年峯山在方三二機²⁰⁾峯山町に關しては明かでないが、寶曆六年『奉公人取締令』の署名に町方二九名の連署が見える²¹⁾であり、この外久美濱天領即ち熊野郡にも多少行はれたが、殆んど云ふに足らない。今これを郡別に直すと、與謝郡七八七機中郡九一機竹野郡一一〇機となる。

(三)縮緬機業發展に對する制限 かくの如く縮緬機業が發展することは、從來の農業生産のほかに尙ほ一つの財源を封建領主に提供することであり、事實封建領主は色々の名目を以て縮緬機業に暹上・冥加銀・御用銀を賦課

13) 石川村誌、409—411頁。
14) 岩屋村誌、465—467、472、476—477、482頁。
15) 石川村誌、384頁。
16) 與謝郡誌、下卷1026—1027頁。實際はこれより遙かに多かつた如くである。
17) 加悦町誌、424—434頁。
18) 『與謝郡各町村沿革調』中の宮津魚屋町外十七ヶ戸戸長役場報告(京都府廳文

し、延享三年宮津藩主は日光參詣費用を機屋に配當するが如きこともあり、機業家は貢納上納のため京問屋から借銀する有様であつた。²³⁾かくの如く機業の發展は封建領主に好個の財源を提供するのであるが、然し他方に於て機業の發展は漸次農閑の副業から專業に傾き、従つて封建的土地領有者たる封建領主の固有の地盤たる農養生産を衰微せしむるに至り、封建領主は機業制限政策をとらざるを得なかつた。安永四年宮津藩の觸書「御領分の村々百姓共農耕第一の儀にして不餘業に可相勤事にて近年縮緬機を織り農耕に後れ自然と不作致し候儀有之旨粗相聞へ不埒の至りに候。尤も田畑充分に作り立て其餘にては續縮緬相營み助力にも可致の處却て農事に疎く相成候ては始終御田地相續き難く相成候。機敷を相改め印鑑を相渡し候。尤機主よりも爲證一機に付銀四十匁宛爲出此以後印鑑無之向は新機は決して致間敷候……」²⁴⁾はこの政策に外ならない。これ機株制度に外ならないと考へられる。かくして縮緬機業の發展が封建制度の内部に於てもつ矛盾した二性格即ち財源所謂「大切の御國産」と農業を疎略にすると云ふ二重性格は、封建領主の政策を二つの範疇に分裂せしめた。一は宮津藩に於ける享保十三年京問屋の設定・天保六年京都用場設立、峯山藩に於ける享保十一年京問屋設定・寛政元年平野屋太助の爲替御用達任命・文政元年堺問屋設定・同じ頃の大坂問屋設定・天保十三年吳服所設定・嘉永六年國産會所設立及び久美濱・宮津・峯山三領分合體の安政四年京都用場の設立の一聯の諸政策に見られる賤路確保政策であり、他は宮津藩に於ける延享二年・寛延二年・實曆九年・前述した安永四年・享和三年の機敷制限乃至機株制度、峯山藩に於ける實曆十二年の機株制度等は封建的土地領有者の資格に於て行はれた機業發展抑止政策である。かくて封建領主は一方に於て自己の母胎たる農養生産を維持すると共に、他方に於て縮緬の商品性確保を企圖したのであり、

19) 丹後宮津志、691—692頁。
 20) 住谷氏、前掲論文、51—52頁。
 21) 田家古文書(丹後縮緬工業組合峯山本部藏)。
 22) 森東京稅務監督局、丹後機業沿革調査書、4頁。
 23) 岩屋村誌、472—473頁。
 24) 調査書、6—7頁。

かく考へることに依つて丹後縮繙機業に對する一見矛盾する如く見ゆる諸政策も理解できるであらう。

ところが縮繙機業は尙ほ一つの制限に遭遇せねばならなかつた。國內市場の狭隘性と停滞性であつた。丹後縮繙機業が市場獲得競争に於て衝突したのは西陣機業であり、延享元年西陣機業家は京都所司代に請願して丹後縮繙移入額を年三萬六千端に制限せしめ、又明和六年糸問屋をして丹後下しの生絲を禁止せしめたこともあつたが、これらはずべて西陣機業が新興機業地に對し狭隘なる市場を防衛せんとする方策に外ならない。西陣の運命は丹後の運命であり、西陣が市場の狭隘性と停滞性のため株仲間を結成せねばならなかつたと同じく、丹後も仲間結成に導かれて行つた。

然し丹後縮繙機業は『農閑の餘業』であり、又その分布地域は三領分に跨つてゐた故に、仲間結成には困難があつたのであらう。この目的のために封建領主の機株制度が援用された。安永四年の『機屋申合せの事』には『此以後新機願候とも其村の庄屋決して取次申間敷候事』²⁷⁾とあり、機株を増加せしめないことにより、仲間結成の効果を收めんとした。

然し機株制度にはこの目的に不充分な點がある。先づ第一に機業の發展が農耕を疎害しない限り、機業の發展は封建領主に有利であり、従つて機株制度のもとに於てもまだ機數増加の可能性が存在するし、第二に安永三年石川村の文書が示す如く『惠民講』懸次ぐこと即ち一定の貢租負擔を條件として新機が許され、²⁸⁾従つて文政十年株仲間規定『機數次第に多分に相成候に付此度相改め尊軒に付機數四つ限り上は致間敷候事』²⁹⁾の示す如き富農の機數増加が許されるのである。かくて機株制度の援用は未だ仲間結成の効果をあぐるに足らなかつた。

25) 本庄榮治郎博士、西陣研究、11—28頁。

26) 調査書、84頁。

27) 石川村誌、410頁。

28) 若原村誌、469頁。

29) 若原村誌、469頁。

かくて文政三年三領分聯合の最初の休機を契機として中郡口大野村に三領分聯合の大會所が設立され、仲間結成となつたが、³⁰⁾機數制限の仲間規定は天保四年の休機を契機とした天保六年の規定に始まる。『今般於峯山表三郡大會相始以來無株の機屋出來不中……三郡の機屋並數相定夫々へ印鑑相渡萬端規定仕候』³¹⁾とあり、又前述の如く一戸當り機數制限はこれより先、文政十年既にできてゐた。とにかく株仲間の存在したことは、天保十三年峯山藩の御觸に天保十二年株仲間停止の結果取締不十分になつた故に『是迄の通り株相定置』³²⁾と株仲間再興の規定があることによつても知られる。

三 商業資本の生産者支配確立過程

周知の如く丹後縮緬機業は殆んど創始と同時に機屋・糸問屋・糸仲・飛脚・京問屋の組織により生産配給を行つてゐた。機屋は繰・捻・織・練の諸工程を擔任したが、階級分化の進むと共に部分工程専門業者たる掛糸或は掛靜(糸繰工程)・掛車(捻糸工程)・掛機(織機工程)・掛貫(引揃工程)の下職及び今日Hの歩機にあたる仕入機が現れた。糸問屋は京都糸屋町或は關東奥羽等より仕入れた生糸を取扱ふ地方の糸問屋であり、糸仲は糸問屋と機屋との間の生糸仲買人である。飛脚は機屋の依頼を受け糸屋町より原糸を運搬し、或は縮緬を運搬して京問屋に販賣を依頼し、或はその間に生ずる金銀の運送に従事する運送業者であり、飛脚には營業主體としての上荷(飛脚)とその使用人たる下荷(飛脚)があつた。京問屋は機屋の指値委託を受けて縮緬仲次をなす業者であり、大體七・八軒株仲間再興後の安政四年には二五軒あつた。³³⁾

30) 住谷氏、前掲論文、133—136頁。

31) 住谷氏、前掲論文、139—140頁。

32) 住谷氏、前掲論文、9頁。

33) 住谷氏、前掲論文、該處參照。

ところでこれらのうち機屋と密接な関係を持つ商業資本は糸問屋と京問屋であるが、京問屋は京都に存在した関係上、その機屋支配は延享二年丹後機屋との紛争に見る如き株仲間による販路独占・地賣禁止・内銀貢租代納による金融的壓迫等の間接形態をとつたにすぎず、機屋を直接支配するに至つたのは地元糸問屋である。従つてこゝでは専ら糸問屋の機屋支配確立過程について述べることにする。

(一) 糸問屋の機屋支配の基礎 徳川後半期に於ては他地方と同じく丹後に於ても農民の階級分化はかたまり進んでゐた。次に二三の實例³⁴⁾を示そう。

天保十二年	加悦町	百姓	水呑
加悦野村	九四戸	五二戸	
後野村	七一戸	一〇四戸	
加悦奥村	一〇〇戸	七六戸	
算所村	三九戸	四一戸	
三重村字谷内	三一戸	五一戸	
天保度	一三一戸	六八戸	
天保度	一三一戸	六八戸	
寶曆九年	石川村	二一四戸	二一戸

これらの百姓のうち富農層は機株制度の制限を脱れ、機數を増加したことは、既に述べた株仲間規定により明らかであるが、かゝる機業規模の増大は比較的廣い耕地を經營する富農にのみ可能なことであつた。何となれば機業は一般に新糸が市場に出廻る秋季から冬季にかけて行はれ、従つて半季雇を通常とした奉公人はこの期間だけ機業に従事し、他の期間は農耕に従事せざるを得なかつたからである。³⁵⁾かくて富農層はその機業のためにも耕作

34) 加悦町誌、79、82、86、97頁。三重郷土志、108頁。石川村誌、25頁。岩屋村誌、399頁。
 35) 京都府立織物試験場、丹後縮緬(プリント)。

のためにも奉公人を必要とし、又掛靜・掛車・掛貫・掛機を役使したが、それらは今日と同じく貧農殊に水呑より供給されたのである。これらの富農層は後に述べる如く糸問屋の機屋支配に對する有力な反對要素であつたのである。

然し既に述べた如く『作高斗りにては百姓相續雜仕』機屋が丹後機業の壓倒的部分を占めてゐたことは疑ないが、これらの貧農機屋は安永二年四月糸仲の縮緬屋行司に對する願書及び寛政四年十二月の生糸延賣禁止令の示す如く往々糸問屋に對する糸代銀支配不能に陥らざるを得ず、従つて糸問屋はこれらの機屋に對し糸を提供し、糸代は織上縮緬の引取により相殺せんとする方法に出でた。この方法は既に青山幸侶時代（元祿十年—延享元年）から行はれ、寶曆年間にはかなり廣く行はれた如く、寶曆十二年峯山藩の機株制度のうちにも『糸屋にて縮緬取扱候儀は相成らざる旨達置候』と規定してゐる。ところが糸問屋のこの營業手段は機屋を原料・製品兩市場から完全に遮斷することになり、實質上機屋は問屋制家内勞働者に轉化されることである。糸問屋の機屋支配確立過程は封建領主及び富農層の反對を押し切つて貧農機屋を樞軸とする下職を問屋制工業に組織することであつた。

(二) 糸問屋の機屋支配の確立 既に述べた如く封建領主は糸問屋の機屋支配に反對したのであるが、この過程は同時に貧農機屋の機業專業への促進を意味し、従つて耕作疎略の傾向を助長することになり、封建領主は機株制度に於けると同じ立場からこの過程に反對する立場をとつたと見らるべきである。然し商業資本の發展するとともに封建領主の立場に根本的變化を生ずるが、このことは後に詳論する。

糸問屋の機屋支配に對する最も強硬な反對者は富農機屋であつたが、その反對根據は文政六年八月加悦谷諸村

36) 寶曆九年峯山領に於ける仲間規定一調査書、83—84頁參照。

37) 調査書、13—14頁。

38) 住谷氏、前掲論文、76—77頁。

40) 調査書、5—6頁。尙ほ同じ趣旨の規定が峯山藩同年にある（同書、14—15頁）。

の機屋行司が宮津藩に提出した願書から明瞭に知られる。⁴¹⁾

乍恐奉願上口上覺

一縮緬屋商賈之儀近年來不景氣に罷成引合不宜難儀至極に奉存候、右に付三ヶ年已前御領分並久美濱御支配所峯山御領分右御領分機屋行司一統口大野(寄合仕り相談之上、町方(宮津町—堀江)は町方限り在方は其村限り之下職に仕他所江糸機等出し候儀不成旨相極申候。然る處近年當御城下宮津緬屋之内御領分須津村石川村下山田村四辻村幾地村岩屋村上常吉村三重村此外府中灘村々日置村波見村岩ヶ鼻邊迄も懸機仕入機等多分差出し候に付、銘々共村々機織糸織之奉公人甚拂底に相成機屋一統差支難儀至極奉存候。……恐多き御願に御座候へ共前文奉申上候通甚差支難儀に奉存候間、町方組屋方在方へ懸機出し候儀乍恐急度御差留被仰付被下置候様奉願上候。

一御領分明石村半右衛門と中者江洲長濱糸屋共仕入仕候而加悦谷村々へ移敷懸機差出し多分之縮緬京都大阪表へ爲差登申候。右様之族出來仕候而御當國之產物他國之助成にいたし國益を他國に爲取候道理にも奉存候。加之村々機屋一統之差支に相成是又難儀至極に奉存候間御差留被仰付被下置候様奉願上候。

この願書により宮津町方の糸問屋及び明石村半右衛門の懸機・仕入機が加悦谷・橋北地方に廣く敢在し、従つて従來富農機屋に雇傭されてゐた奉公人・下職が糸問屋の家内工業者に轉化し、富農機屋の困難をもたらしたことが分る。⁴²⁾ 即ち糸問屋と富農機屋との對立はこゝでは奉公人・下職を中心としてゐる。當時の宮津町に於ては『文政年度縮緬機屋凡そ貳百三拾戸下城六百戸市街端に住居する細民は糸織を以て生活をなすもの又多し』⁴³⁾との記事があり、以て當時既に糸問屋の機屋支配がいかに廣汎に普及してゐたかを知りうるであらう。

天保以後宮津町方の商業資本に代つて機屋支配を確立したのは、日本海の廻漕業を背景とした岩瀧の商業資本である。幕末頃岩瀧は日本海廻漕業の中心地をなし、遠く奥州まで航行する船數小室徳藏・初藏三八艘小室八藏一艘千賀兩助十艘丸屋白敷二艘糸井勘助三艘その他を合せ六・七十艘に達したと稱されるが、⁴⁴⁾これらの廻漕業者

41) 岩屋村誌、467—468頁。
42) 宮津藩は文政七年町方より在方への出機を禁じた(住谷氏、前掲論文、138頁)
43) 『與謝郡各町村沿革調』前掲個處。
44) 小室洗心氏、丹後偉人傳其の十一—丹後縮緬、昭和9年12月號、23—27頁。

は從來専ら京都糸屋町を通じて購入してゐた奥州糸を直接岩瀧問屋に提供するに至り、こゝに岩瀧糸問屋の制覇がなつた。例へば小室徳藏の自家四代目利七(後に眞名井純一と改む)に關し『小室家世々丹後の特産縮緬の原料生糸を買蒐して同國の機業家に貸與するを業とせり。且つ薄資の機業家に三十日或は六十日の賒賣を約して原料を貸與し、織成の縮緬は機業家の請ひに因り之を京都に送り三井下村其他に賣却するを兼業としたり』⁴⁵⁾縮緬製造を營み丹後一圓に於ける氏の機屋は四郡數百軒に上り京都四條通りに支店を設け是が販賣をなさしめたり』⁴⁶⁾と記せられて居り、又糸井勸助の子糸井徳護は『全丹に於ける生糸縮緬の相場は同店により定まるの狀態なりき。當時同店の通帳を携帶せざる者は機業家にして機業家にあらず』⁴⁷⁾と稱され、その他小室利七の分家小室利喜藏(小室信夫)小室八藏等もこの種の營業を行つたやうである。かくして天保以降丹後縮緬機業の生産形態は問屋制工業であると推斷しうるのである。

四 必ずび—宮津藩の『産物御改法』

『産物御改法』は文久元年十二月宮津藩の發したものであるが、その内容を検討することにより、丹後縮緬機業が幕末に於て達した發展段階を伺ふことができる。以上の分析と關聯して『産物御改法』を考察するとき、その意味は容易に理解できるであらう。

『産物御改法』の主要内容⁴⁸⁾は次の如くである。

産物御改法大意

45) 小室家系圖、山室家志、26、35頁。尙低眞名井純一は埋立新田・楡の植付・桑樹の移植を企てたと云はれ、小室徳藏は庄屋になつたと云はれるから獨占了であつたのであらう。眞名井純一は更に幕末に攝・河・泉の棉花買付を経主し、又縮緬にか岩瀧縮緬について不明なるもマニユエ付座練器の發明者と噂される。眞名井純一は明治初期廣く行はれた

一御領内惣機其身分限家人別に應じ機數相改めに爲成る事。但し盛衰によりては増減可相成る事。

一絲緇縮緬問屋六軒と相定に相成候事。但し機屋共機數に應じ絲買入候事。

一織立て候縮緬生の儘月六齋日に問屋へ差出し商内致し夫れより時々相匠に應じ絲買入可申尤も職業の分量を見積り買入候はては自然相場差支候事。

一緇縮緬仲買相定めに相成候事。但し國賣の義は是迄通り御免被成下候事。

一糸屋織の者御定めに相成候事。但し糸商人より常に買集置き市日毎に問屋中へ差出し可申尤も其外より小賣堅く無用可爲致候事。

一緇縮緬織立織御定めに相成候事。但し織放し生の儘にて仲買より受取織疋難引等は嚴重に見分け念入れ織主の印問屋の判仲買の印仕立屋の判更に水目以來禁止の事。

一在町機屋共へ機數相改め鑑札相渡し可申候事。

一京都(問屋―堀江)是迄の通り御建置被成下候事。(以下略)

これと共に宮津に印會所を置き縮緬に朱印を押捺し、右印料として一定銀一疋を徴收せんとした。

『産物御改法』に於て企圖せられた内容は、(一)機株制度を維持し、以て農耕と機業をとくに維持せんとする封建領主の政策を繼續せんとしたこと、(二)縮緬機業の糸問屋による問屋制工業化を公認或は確立せんとしたこと、即ち問屋六軒をして原絲の販賣・縮緬の買収を獨占せしめ、従つて少くとも全宮津領の機屋を六軒の問屋の支配下に置かんとしたのであり、かゝる意圖のもとに糸屋職即ち糸仲買人及び縮緬仲買の存在を確認し、又練仕立工程の機屋からの分離を確立せんとしたこと。蓋し僅か六軒の問屋が全宮津領の機屋を支配するためには仲立人としての糸仲買人・縮緬仲買の存在は絶対に必要であり、又全宮津領の縮緬が僅か六軒の問屋に蒐集されるため、個々の機屋に練仕立を委ねるよりも、問屋の指揮のもとに練仕立職に賃加工せしめる方が大量取引に便宜であつた

47) である。
48) 岩瀧小學校、岩瀧町志、下卷(同校藏)。
49) 調査書。9-11頁。縮緬は職のことである。
傍點堀江。但しこれは富農の下職支配を表す。

からである。後の點については縮緬が生績織物であつたこと及び當時の丹後縮緬が無地織物に限られてゐたことを考へれば容易に理解できるであらう。(三)かくの如く縮緬機業が六軒の間屋の支配下に立つ結果京都間屋の意味は全く變化する。從來京間屋は個々の機屋との間に委託販賣關係を結んでゐたのであるが、糸問屋の獨占が成立すれば、京間屋は必然に受身の姿をとらねばならなくなる。この現象は既に早く天保年間に表れて居り、天保十二年十二月京間屋が峯山機屋惣代に送つた『爲取替規定の事』のうちに『御連名の場所御機屋衆中地賣一切無之事。但し御近村にて買入有之候共高下に不拘御頓着不被遊候間其旨急度差含取計可申上候事』との規定があり、遂には糸井勘助の京間屋進出により京間屋株仲間による丹後縮緬獨占は打破された。⁵⁰⁾従つて『京都是迄の通り御建置被成下候事』といふ規定は、既に機屋のためでなく糸問屋のための規定であり、更に小室利七・同利喜藏・糸井勘助等が京都に支店を有せしことを考慮に入れれば、この規定は糸問屋の京都進出公認と考へられること、等である。

かくて『産物御改法』の性格は封建領主と商業資本の抱合として理解されるであらう。兩者の抱合がいかに強固であつたかは、小室一族・糸井・千賀等の岩瀧商人が明治二年同時に倒壊したことによつても想像される。⁵¹⁾『産物御改法』の内容こそ丹後縮緬機業が幕末に於て到達した發展段階である。問屋制工業の確立を營業自由の原則と共に考察せんとする見解を以てしては『産物御改法』は到底理解し得ないであらう。尤も『産物御改法』はその性質上富農機屋の獨立を奪ふものであり、従つて富農機屋の反對に遭ひ二三の修正を受けたと稱せられてゐる。⁵²⁾然に前に奉公人を中心とした糸問屋と富農機屋の對立は、幕末に於ては富農機屋の獨立そのものを中心とする對立にまで發展してゐたことを忘れてはならないであらう。

- 50) 岩瀧町志、下卷。糸井勘助(文政四年誕生)初老の頃と云ふから、弘化年間のことであらう。
51) 尼崎市中央鐵工所の千賀知一氏は千賀家の宮津藩主に對する貸銀證書を多數所持してゐられる。
52) 加悦町誌、442—3頁。岩屋村誌、483—4頁。